

令和 3 年 6 月 2 5 日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市 I C T による情報化推進基本方針の策定について

上越市 I C T による情報化推進基本方針の策定について	・ ・ ・ ・ ・	1 ～ 2
上越市 I C T による情報化推進基本方針（案）	・ ・ ・ ・ ・	3 ～ 18
上越市 I C T による情報化推進基本方針 用語解説編（案）	・ ・ ・ ・ ・	19 ～ 21

【 基本方針の概要 】

(1) 策定の目的等

【 策定の背景 】

技術レベルの上昇→行政サービスの高度化
例)各種申請+マイナンバーカード→電子申請
データ入力+RPA→業務省力化

国からの要請
例)自治体版官民データ活用推進計画策定(努力義務)
自治体DX推進計画

統一的な方針策定の必要性

【 策定の目的 】

◆ 市民サービスの向上、持続可能な自治体の構築などを図るため、①市のDXに関する取組その他ICT関連施策に向かう際の軸となる、**行動理念と行動方針を定め**、②**全庁的に取り組むための体制を整備**する。

(2) 体系

名称 上越市ICTによる情報化推進基本方針

理念 情報を合理的に管理し、利活用できる環境を整えるとともに、必要な情報が、必要ときに、必要な人に届き、その人がその情報を容易に利活用できる環境を整えることで、行政課題の解決を図るため、ICTを運用する。

概要 全体を市民・産業分野、行政内部分野に大別した上で、それぞれの大まかな方針と重点的に取り組む事項を定める。

今回の策定箇所

名称 上越市ICTによる情報化推進実施計画

分野:市民・産業 分野:行政内部

個票 個票 個票 個票

頭書+個票
頭書:ロードマップ
個票:目標設定 など

常に加除することができる構成

→急速な発展をみせるICT分野に対し、スピード感をもって対応

(3) 重点的に取り組む事項

分野	No.	項目	各基本方針
市民・産業	1	行政手続等の利便性の向上	1.オンライン申請の適用範囲の拡大を推進 2.対面申請であっても、添付資料の省略による手続の簡素化を推進 3.オンラインを利用した窓口支援の検討
	2	オープンデータの推進	1.ニーズを反映することによる、利用に繋がりがやすいデータの公表を推進 2.より利用しやすいデータ形式で、より利用しやすい方法での公表を推進
	3	情報通信格差の是正	1.新潟県と歩調を合わせ、事業者が参入を検討しやすい環境を構築 2.ツールの選定要件は「容易に使えること」(丁寧な周知にも努める)
行政内部	4	内部事務の効率化・省力化	1.RPA、議事録作成支援システムの適用範囲の拡大などによる業務の自動化の推進 2.ICTを活かした業務手法への見直しと有効な技術の積極的導入
	5	業務システム等の合理化	1.基幹系業務システムその他業務システムの標準化・ノンカスタマイズ運用の推進 2.クラウド・バイ・デフォルトの原則の徹底 3.自治体クラウドの検討・推進
	6	業務システム等の強靱化	1.様々な執務体制の確保に資する業務システムや端末の整備 2.クラウド・バイ・デフォルトの原則の徹底(再掲)
	7	ICTリテラシーの向上	1.情報セクションのICTによる情報化企画力の向上に向けた取組を推進 2.各課等の企画力向上、基礎的なツールの活用力向上に向けた取組を推進 3.外部委託範囲の見直しを検討

【 策定経過 】

(1) スケジュール

項目	令和3年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1 素案作成 ・国有識者(※1)からの助言 ・学識者(※2)からの助言	計5回実施									
2 有識者会議 ・県内、市内有識者からの助言		第1回		第2回	第3回	第4回		第5回		
3 庁内意見照会										
4 パブリックコメント										
5 策定										★

※1 国有識者:国のデジタル化の流れを反映するため。(総務省地域情報化アドバイザー制度を活用)

※2 学識者:社会全体のデジタル化の流れを反映するため。(上越教育大学 大森教授)

(2) 国有識者、学識者、有識者会議での主な意見・助言

項目	意見・助言
DXについて	「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」ことを指す、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を、「目的(何らかの到達点、変化した後の姿)」と捉えるのは誤り。目的をもって業務形態などを変化・再構築する活動こそをDXと捉えるべき。 - また、上記概念からも分かるとおり、DXはこれまでの業務の改善とは一線を画する概念であるが、現実的には、ステップを踏んで取組を進めていく必要がある。
ICTリテラシー・庁内推進体制	- 今後、市の職員に求められるICTリテラシーは、情報担当部署にあっては担当部署の課題に対して適切なICTを提案できる能力が求められる。また、担当部署にあっては具体的な課題解決と結びついた知識と技術が求められる。情報担当部署と担当部署の関係では、業務課題の解決はあくまでも担当部署が担うべきだが、取組の計画段階においては、情報担当部署がICTの技術レベルから何ができるかということについて支援する形が望ましいのではないかと。 - また、究極的には、誰でも使えるICTを選択すれば、リテラシーの問題にはならないため、「容易」な利活用環境に意を用いるべき。 - 外部有識者から、高度な専門知識からの助言や指導を受けることができるとしているが、あくまでも意思決定は市が行うことに留意し、ICTリテラシーの高い職員の育成にも配慮すべき。
業務システムの標準化・共通化	自治体業務システムの「標準化」は、国において、法律に根拠を置く仕様を定めた上で全自治体が遵守する必要があるが、国において同時に議論されている、自治体業務システムの「共通化」については必須ではない。
情報通信格差対策	デジタル技術への知識や興味の個人差への対策については、デジタル機器を使うのが苦手な人でも得意な人と同等のサービスを受けるための手法を考える必要がある(いわゆる、一般的なスマートフォン教室とは一線を画する)。例えば、行政手続のオンライン化にあっては、手続の性質に応じて、より簡易な本人認証手段を選択することも視野に入れるなど、容易な利活用環境に意を用いるべき。

※ その他、データ利活用と個人情報の考え方については、国の制度の如何を問わず、いずれにせよ、職員に対するICTリテラシーの向上のための研修の状況を公表するなど、市民の皆さんへの透明性が求められる。

上越市ICTによる情報化 推進基本方針(案)

総務管理部 総務管理課 情報政策室

目次

2

1.策定の目的等		3-1.市民分野・産業分野	
1-1.国の取組	...P4	3-1-1.基本方針①	...P17
(社会全体のデジタル化)		行政手続等の利便性の向上	
1-2.国の取組	...P5	3-1-2.基本方針②	...P18
(地方自治体のデジタル化)		オープンデータの推進	
1-3.新潟県の取組	...P6	3-1-3.基本方針③	...P19
1-4.これまでの市の取組	...P7	情報通信格差の是正	
1-5.ICT利活用可能性の拡大	...P8		
1-6.策定の目的	...P9	3-2.行政内部分野	
		3-2-1.基本方針④ 内部事務の効率化	...P21
		・省力化	
2.方針等の全体像		3-2-2.基本方針⑤ 業務システム等の合理化	...P22
2-1.「ICT」と「ICTによる情報化」	...P11	3-2-3.基本方針⑥ 業務システム等の強靱化	...P23
2-2.上越市ICTによる情報化理念	...P12	3-2-4.基本方針⑦ ICTリテラシーの向上	...P24
2-3.理念のイメージ	...P13		
2-4.情報化方針等の体系	...P14	3-3.各基本方針の分類と国計画等との整合	
2-5.情報化方針等の役割・位置づけ	...P15	3-3-1.各基本方針の分類と国計画等との整合	...P26
		4.推進体制と実施計画のライフサイクル	
		4-1.推進体制	...P28
		4-2.実施計画登載までのフローと役割分担	...P29
		4-3.実施計画完了までのフローと役割分担	...P30



1.策定の目的等

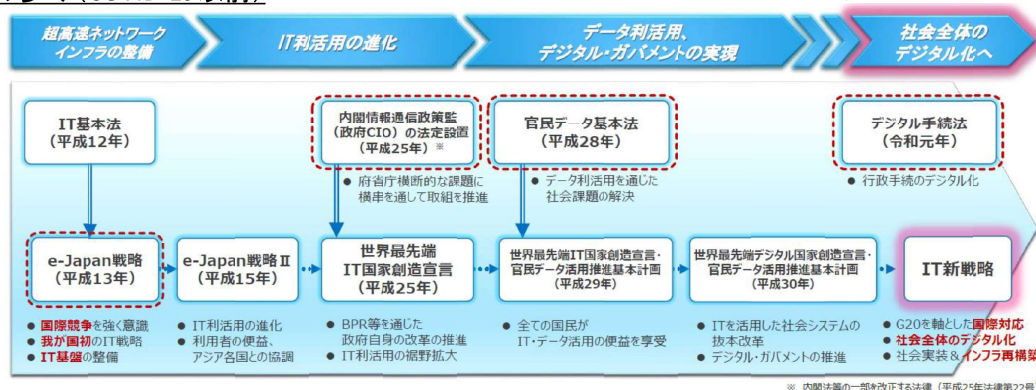
1-1.国の取組(社会全体のデジタル化)

4

- ◆ 平成13年1月、日本最初のIT戦略である「e-Japan戦略」が策定され、全国に超高速インターネット網が整備されて以降、平成25年6月の「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、農業、交通といった幅広い分野におけるIT利活用の取組が推進され、平成28年12月の「官民データ活用推進基本法」の制定により、データトラヒックの急増に呼応したデータの有効活用を目指した取組が進められています。
- ◆ 更に翌年、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定され、テレワークやIoTの推進、Society5.0時代のインフラである5G基盤の整備など、官民間問わず、社会全体のデジタル化を進めることとしています。

国のIT戦略の歩み（COVID-19以前）

出典:首相官邸ホームページより



- ◆ また、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応においては、国全体として、行政のデジタル化の遅れが指摘されるとともに、データの有効活用や制度、組織の在り方を新技術の導入に合わせて変革する、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の必要性が認識されました。
- ◆ 国では、IT基本法を全面的に見直すとともに、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔として「デジタル庁」を設置し、社会全体のデジタル化を強力に推進することとしています。

- ◆ 国が社会全体のDXを目指す中、地方自治体においても、スピード感を持った対応が求められます。自治体DXを含む、これまでのデジタル化に関する議論の中で、地方自治体に関連するものは、主に次のとおりです。

①スマート自治体への転換

平成30年7月に報告書が公表された「自治体戦略2040研究会」において、今後、自治体において経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が担うべき機能を発揮できるよう、AIなどの最先端技術を積極的に利活用する「スマート自治体」への転換が提唱されました。

同研究会の議論は、「地方自治体における業務プロセスの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会(スマート自治体研究会)」へ受け継がれ、業務システムの標準化やAI・RPAといった最先端ICT利活用など、スマート自治体を実現するための方策や国の支援策が示されました。

②官民データ活用の推進

ネットワークインフラの発展やクラウドサービス、スマートフォンの登場、IoT機器の爆発的増加、AIブームの再来などによる、いわば「データ大流通時代」が到来しており、国では、大量のデータ流通に耐えうる新たなネットワークインフラの構築を含めたデータ活用環境の整備を急ぐこととしています。

こうした状況を踏まえ、官民データ活用推進基本法第9条において、地方自治体にあっても、自らが保有するデータの効率的な活用や、これに必要となる自治体のデジタル化を目指すため、自治体版官民データ活用推進計画の策定が努力義務とされています。

③自治体DXの推進

令和2年12月の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に基づき、同月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定され、自治体に対して、まずは、「デジタル技術やデータの活用による住民サービスの向上」と「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」取組が求められています。

自治体DX推進計画 重点取組事項

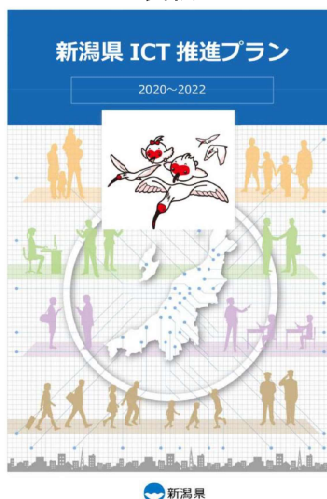
- i.自治体の情報システムの標準化・共通化
- ii.マイナンバーカードの普及促進
- iii.自治体の行政手続のオンライン化
- iv.自治体のAI・RPAの利用推進
- v.テレワークの推進
- vi.セキュリティ対策の徹底

1-3.新潟県の取組

- ◆ 新潟県では、これまで、平成18年度の「新潟県行政情報化プラン(2006～2008)」の策定以後、宿泊施設や観光施設への無線LAN環境整備の支援など、着実な取組を進めてきました。
- ◆ また、令和2年3月策定の「新潟県ICT推進プラン(2020～2022)」では、施策全体を、持続可能な農林水産業の実現といった地域情報化と、AI利活用による業務効率化といった行政情報化に大別した上で、総合計画をICTの観点から推進することとしています。また同時に、同プランは新潟県の官民データ活用推進計画と位置づけられています。

新潟県ICT推進プラン(2020～2022)

<表紙>



<概要>

出典:新潟県ホームページより

計画の策定にあたって

- 【目的・位置付け】
 - 新潟県総合計画(2018～2024)をICT活用の観点から推進及びICT利活用の今後の展開を示す。
 - 「官民データ活用推進計画」として位置付け(計画期間)2020～2022年度までの3年間

マネジメント

- IT推進本部(知事(CIC)、副知事、全部局長で構成)によりPDCAを実施することで、取組を推進
- 本編に施策の方向性を掲載。計画期間の主な取組と進捗管理は施策集により実施

本県のめざす姿

(総合計画 基本理念)「住んでよし、訪れてよしの新潟県」

総合計画	現状・課題	主な施策展開	将来像
Ⅰ 安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟 Ⅱ 地域経済が元気で活力のある新潟 Ⅲ 県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟 (性格・位置付け) 将来の目指すべき新潟県の姿 県政運営の総合的、基本的な指針となる。県の最上位の行政計画 毎年度の予算編成の基本となるもの	〈暮らし〉 より迅速で的確な防災への対応 インフラ、公共施設の老朽化 犯罪の多発化・高度化 健康・医療・介護分野データの一体的活用 子育て支援環境づくり 〈産業〉 県民ニーズに対応した、本県の魅力とストーリーの発展的な発信 訪日外国人目線による情報発信 観光の活用による観光振興 労働力不足に対応した省力化 道産地域の生活サービスの維持・充実 産業振興の減少、高齢化 〈教育〉 教員の指導力向上、個性や能力を伸ばす教育 いじめ防止等の支援や対策 〈行政〉 行政サービスの向上や効率的な行政運営(手続きのオンライン化等) オープンデータの推進 システム統合・民間化による業務最適化、コスト削減 働き方改革、人材育成	・総合防災情報システムの強化・公共施設データベース ・AIによる犯罪防止 ・ヘルスケア基盤・子育てに関する切れ目のない情報提供 (中長期) 遠隔診療、買物支援 ・観光情報発信の充実、多言語サイト ・AI、IoT、5G等の活用促進 ・過疎地域の交通 (中長期) 自動運転 ・スマート農業 ・学力向上推進システム、教育支援システム ・SNS等による、いじめ防止 (中長期) ICT環境の整備 ・行政手続のオンライン化の推進 ・マイナンバーカードの普及促進 ・オープンデータ ・ペーパーレス化、AI・RPA活用、テレワーク ・県・市町村におけるクラウド活用	安全に安心して暮らせる新潟 県民すべてが生き生きと暮らせる新潟 誰もが社会参画できる新潟 多様な人や文化が交わる賑わいある新潟 活力ある新潟 県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟 ・行政サービスを更に向上させ、効率的な行政運営を実現 ・働き方改革・行財政改革

市内の情報化の取組

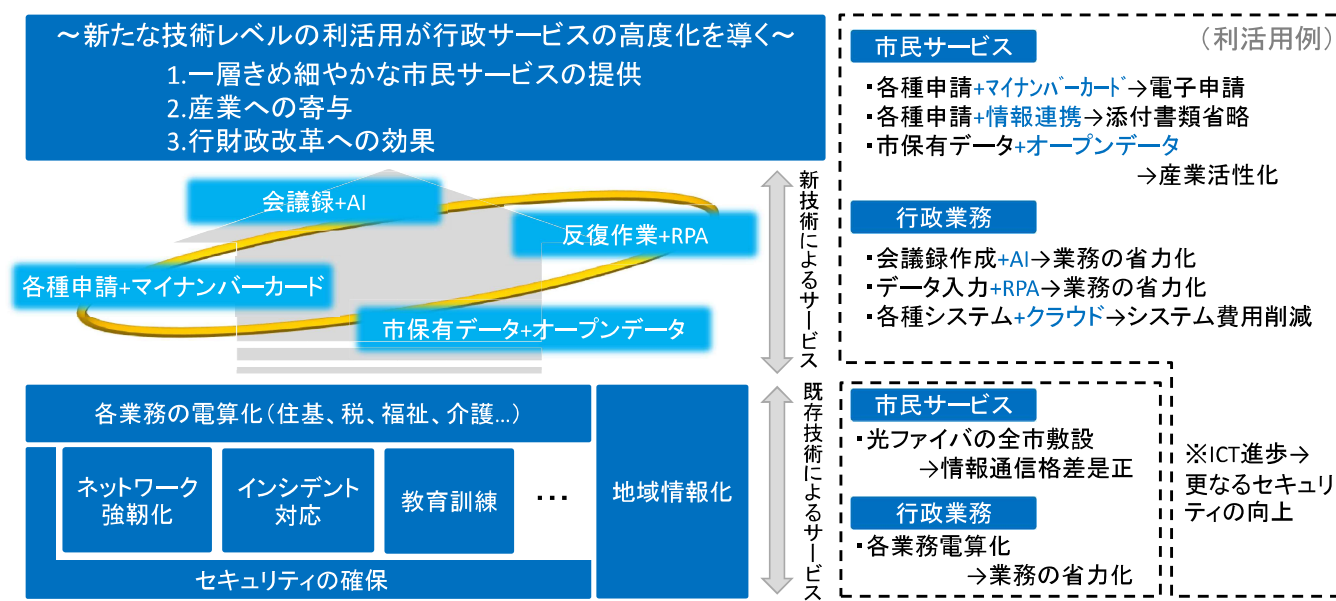
- ◆ 市では、昭和60年度の財務会計システムの導入から始まり、昭和63年度に汎用コンピュータによる住民情報システムを始めとした基幹系業務システムの導入、平成16年度の合併に伴う各種システム統合など、内部業務を中心に順次システム整備を進めてきました。
- ◆ 合わせて、市内インフラの整備についても、平成9年度に市内ネットワーク、ファイルサーバを構築するとともに、グループウェア、一般職員用メールを整備することで、組織内の連携の強化を図ってきました。これと同時に、セキュリティ向上の観点から、上越市情報セキュリティポリシーに基づく内部監査を毎年実施するなど、ICT利活用の前提となる職員のセキュリティ意識の向上にも努めてきたところです。
- ◆ また近年では、業務効率の向上や働き方改革の推進に資するため、最先端ICTの導入も検討しています。
- ◆ 例えば、AIによる議事録作成支援システムについては、市内において、把握できただけでも約20,000時間という膨大な事務コストを要していた会議録の作成事務において、令和元年度に効果検証したところ、約40%の事務量の削減効果が認められたことから、令和2年度から本格導入を行いました。
- ◆ その他、児童生徒1人1台の情報端末を整備することによる「GIGAスクール」にも取り組むこととしています。

地域の情報化の取組

- ◆ 平成17年1月、平成の大合併としては当時全国最多となる14の市町村が合併した本市においては、地域ごとに、インターネット網など情報通信基盤の整備状況が異なっていたことから、市域内の情報通信格差の是正が喫緊の課題となっていました。
- ◆ このため、市では、平成19年3月にインフラ整備の基本方針として「情報通信基盤整備方針」を、具体的な実施計画として「情報通信基盤整備推進計画」を策定の上、14地域個別にブロードバンド、テレビ、携帯電話の利用に必要な情報通信基盤の整備を実施しました。その結果、令和2年9月現在、おおむね市内の居住地域の全域において、超高速ブロードバンド（総務省基準による）、テレビ、携帯電話が利用可能となっています。
- ◆ その他近年では、農林水産分野において、ドローンや自動給水栓などを利用したスマート農業の普及にも取り組んでいます。

1-5.ICT利活用可能性の拡大

- ◆ 近年、AIやIoT、5Gなどに代表されるICTの進展は目覚ましく、更には、これら新技術を基盤としたビッグデータやオープンデータの利活用など、ICT利活用による社会の豊かさの創出について、盛んに議論されています。
- ◆ 行政においても、本市が既に取り組んでいるAIによる会議録作成事務の省力化や、クラウド技術によるシステム費用の削減などの行財政改革への効果にとどまらず、マイナンバー制度の情報連携制度をフル活用することにより市民の皆さんが市に提出する添付書類を省略できるなど、市民サービスの向上も期待できます。
- ◆ このように、様々な行政課題に対し、新たな技術レベルのICTを利活用することで、行政サービスの高度化が期待できます。



- ◆ 前頁までのとおり、現在、国では日本全体のDXを強力に推し進めることとしており、地方自治体に対しても、6つの重点取組事項を設定し、市民の皆さんが接するシステムの画面から行政内部で使用するシステムまでを含めた総合的なデジタル化を要請しています。また、データ利活用社会の実現を念頭に置いた「自治体版官民データ活用推進計画」の策定を求めています。
- ◆ 当市においては、これまでも、庁内の電算化や地域情報化といった標準的な取組にとどまらず、AI等の最先端ICTについても、導入を検討してきました。
- ◆ 一方、現在のICTの進展は目覚ましく、革新的な新技術の社会実装が次々と進んでいます。前述したとおり、これら新技術の有効活用は、行財政改革による持続可能な自治体構築に関する取組や、市民サービスの向上に関する取組をより高いレベルに引き上げる可能性を秘めています。
- ◆ この「市民サービスの向上」「持続可能な自治体」は、市の最上位計画である総合計画を始めとする、市全体の取組として目指すところであることを考えれば、これまで以上に積極的な取組を、全庁的に展開していく必要があります。

＜策定の目的＞

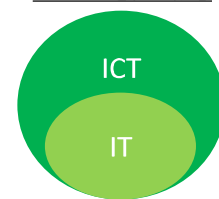
市民サービスの向上、持続可能な自治体の構築などを図るため、

- ①市のDXに関する取組その他ICT関連施策に向かう際の軸となる、行動理念と行動方針を定め、
- ②全庁的に取り組むための体制を整備する。

2.方針等の全体像

- ◆ 諸説あるものの、IT(Information Technology)とは、各種業務システムなど、情報を管理し、運用することを重視した技術を指し、ICT(Information and Communication Technology)とは、情報の管理や運用に加え、インターネット通信などにより、情報を共有し、伝達する技術と定義されます。(本方針では、両方の技術を合わせて「ICT」と呼びます。)
- ◆ 往々にして、「ICTを導入する」というと、技術を使うことが目的になりがちですが、定義からも分かるとおり、ICTとはあくまでも技術であり、取組を進める上での前提となる環境と整理されます。
- ◆ 同様にICTの定義から、ICTを運用した結果は、情報を合理的に管理し、利活用することができる環境の構築と、それらの情報が、必要なときに、必要な人に届き、その人がその情報を容易に利活用できる環境の構築となり、本市ではこれを「ICTによる情報化」と呼びます。
- ◆ 市では、ICTによる情報化に積極的に取り組むことにより、その時点での理想の姿の実現(行政課題の解決)を図っていきます。また、ICTによる情報化の取組の推進に当たっては、その先にある目的(理想の姿の実現=行政課題の解決)の達成を強く意識し、「目的ありき」の取組を進めていきます。

ICTとはITを含む概念



ICTにより必然的に達成される事項

II

ICTによる情報化

【ICT】

情報を管理し、利活用する技術(IT:Information Technology)、また、これらの情報をインターネット通信などにより伝達し、共有する技術(CICT:Information and Communication Technology)

【ICTによる情報化】

- ・情報を合理的に管理し、運用することができる環境を整えること
- ・必要な情報が、必要なときに、必要な人に届き、その人がその情報を容易に利活用できる環境を整えること

理想の姿の実現=行政課題の解決=目的

～ 上越市ICTによる情報化理念 ～

情報を合理的①に管理し、利活用できる環境②を整えるとともに、必要な情報が、必要なときに、必要な人③に届き、その人がその情報を容易に利活用できる環境②を整えることで、行政課題の解決を図るため、ICTを運用④する

- ◆ 目的である理想の姿の実現=行政課題の解決と、手段であるICTによる情報化という関係が明確になるよう、上記のとおり、市のICT関連施策を具体的に進める上での軸となる、「上越市情報化理念」を定めます。

①について

- ・「合理的」とは、情報の取扱いの容易さに加え、行財政改革の視点から経済性をも念頭に置いた言葉です。

②について

- ・どんなに革新的なICTであっても、専門知識がなければ使用できないような複雑な技術(環境)が普及することはありません。ICTの恩恵を多くの人が受けられるよう、市では、ユーザ目線に立った取組を進めていきます。

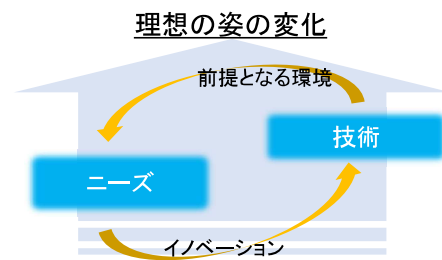
③について

- ・「必要な」とは、例えば、子育て世帯に対する乳幼児の予防接種に関する情報など、情報は受け取る人や受け取るタイミングによって価値が変わることを念頭に置いた言葉です。特に、「必要な人」とは、市民の皆さんに限定する趣旨ではなく、ICTは行財政改革や働き方改革にも有効な手段であることから、市役所内部において流通する情報を利用する職員も含む趣旨です。

④について

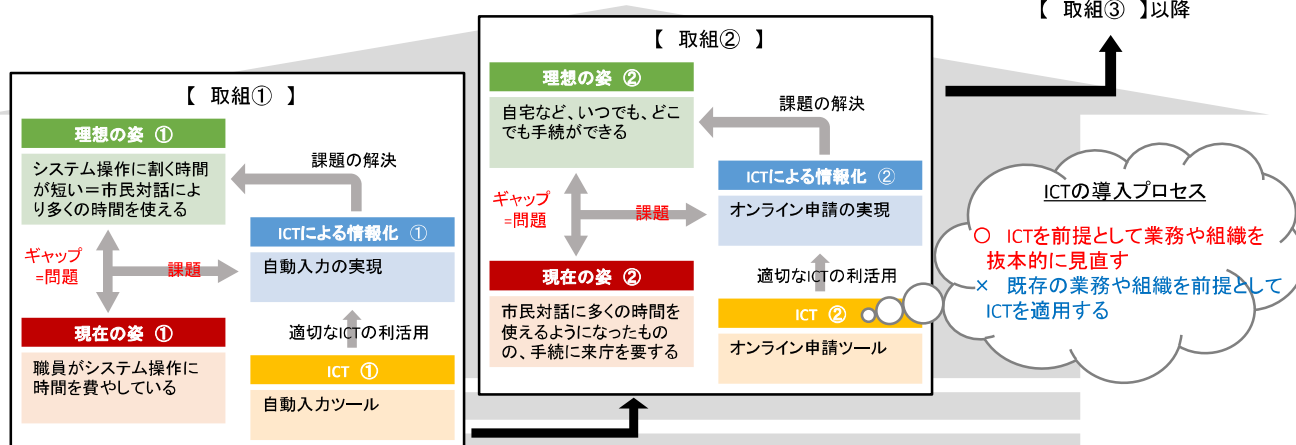
- ・「運用」とは、実証実験、試行運用、本格導入など、ICTの導入から廃止までの全ての段階を含みます。

- ◆ 「世界中の人々の知識を共有したい」というニーズが、イノベーションを経て地球規模でのインターネットを生み、インターネットを前提としてクラウドサービスなど様々なサービスが生み出されたように、ニーズと技術は関連しあいながら、社会全体の理想の姿を変化させていきます。これと同時に、行政の理想の姿も変化し続けます。
- ◆ 市では、このように技術、ニーズ両面により変化し続ける理想の姿と現在の姿とのギャップを捉え、本理念を軸に、ICTによる情報化の取組を推進していきます。



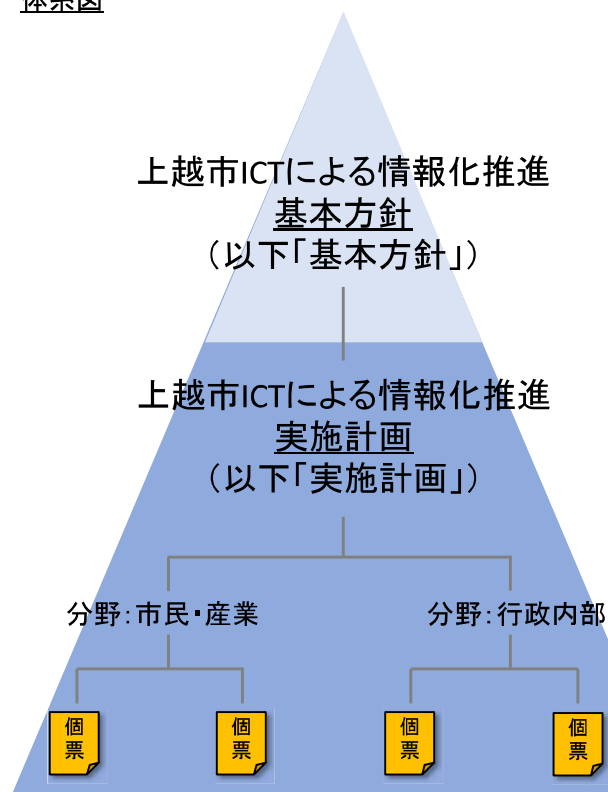
オンライン申請の例

行政サービスの高度化、行政事務の合理化



2-4.情報化方針等の体系

体系図

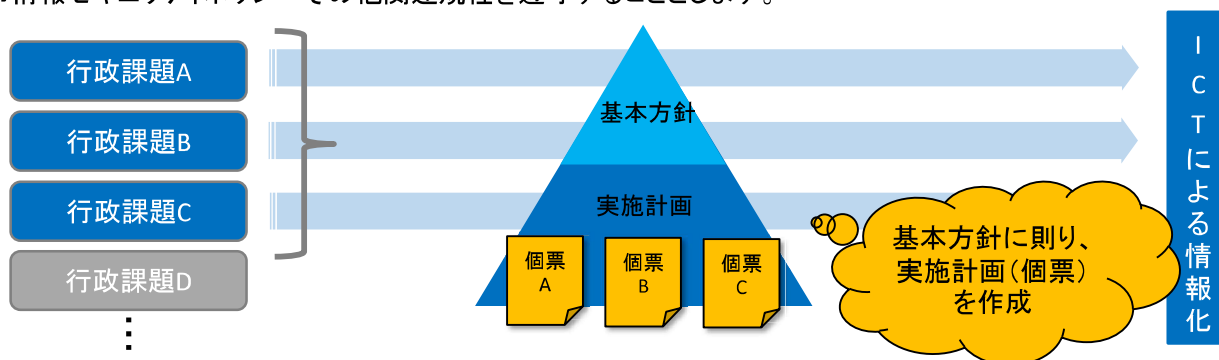


- ◆ 基本方針を上位とした2段構成とします。
 - ◆ 基本方針においては、施策を市民分野・産業分野、行政内部分野に大別した上で、それぞれの大まかな方針と重点取組事項を定めます。
 - ◆ 別に定める「上越市ICTによる情報化推進実施計画」は、基本方針の下位に当たり、具体的に進めていく施策ごとに個票を作成し、これを束ねたものです。個票は案件が発生し次第追加し、所期の目標を達成し次第完了とすることとします。
 - ◆ 基本方針は社会状況の変化に応じて柔軟に見直すこととしますが、実施計画を常に加除することができ、急速な発展をみせるICTの分野に対し、スピード感をもって対応していくこととします。
- ※基本方針と実施計画を合わせて、情報化方針等と呼称します。
※本方針に記載するのはあくまでも重点取組事項であり、その他事項についても、必要に応じて実施計画に記載することとします。

実施計画は、常に加除できる構成

→ 有効な技術に対して、スピード感を持って対応

- ◆ 市では、様々な事業を、最上位計画である総合計画、これを下支えする行政改革推進計画その他各種個別計画に位置づけた上で、実施しています。
 - ◆ これら既に実施している事業や新たに開始する事業において、本方針に定義する、ICTによる情報化の手法により、行政課題の解決に取り組む場合には、本方針に定める理念を軸としつつ、実施計画に搭載の上、計画的に推進していきます。
 - ◆ したがって、本方針のターゲットは、「ICTによる情報化」を実施する課題であり、実施計画に搭載する単位についても、「解決したい行政課題」を単位として取りまとめる上、取組を進めていきます。（事業を横断する課題もあれば、単一の事業内で収まる課題もあります。）
 - ◆ また、この情報化方針等は、上越市の官民データ活用推進計画として位置づけるほか、当市の自治体DXを推進するための指針としても位置づけます。
 - ◆ 本方針は、当市圏域のデジタル化も対象としますが、COVID-19において明らかになったとおり、まずは行政のデジタル化が必要との考えから、行政内部分野に関する取組を中心に記載しています。今後、デジタル化の進展に伴い、柔軟に見直すこととします。
- ※ なお、取組の推進に当たっては、総合計画を下支えしている行政改革推進計画とも整合を図るほか、上越市情報セキュリティポリシーその他関連規程を遵守することとします。



3-1.市民分野・産業分野

考え方

- ◆ 感染症状況下のみならず、仕事や学校などで来庁が難しい市民の皆さんに対しても、必要な行政サービスを滞りなく提供するためには、行政手続等の手法を充実させる取組を推進する必要があります。
 - ◆ まず、オンライン申請については、これまで図書館図書貸出予約などの件数が多い手続を中心にオンライン化を実施してきましたが、今後は一層幅広い手続についても、拡充を検討していく必要があります。また、対面申請にあっても、マイナンバー制度の情報連携をフル活用し、市民の皆さんが市に提出する書類を少しでも省略することができるよう、検討を進めていきます。
 - ◆ その他、行政手続の前段階に当たる行政相談についても、例えば各区総合事務所にいながら木田庁舎へ相談ができる、「オンライン行政相談」の実現などについて、実現の可否を含め検討を進めます。
- ※ 推進に当たっては、個人情報などのセキュリティに配慮するとともに、行政事務の効率化にも繋がるよう、業務システムの整備やシステムを活かした業務手法への再構築などトータルでの検討を進めていきます。

基本方針

1. オンライン申請の適用範囲の拡大を推進
2. 対面申請であっても、添付資料の省略による手続の簡素化を推進
3. オンラインを利用した窓口支援の検討

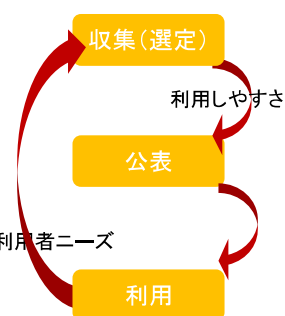
重点取組事項

1. オンライン申請の導入
 - ・ マイナンバーカードの普及促進
 - ・ オンライン申請の導入を検討(マイナポータルの利用含む。)
 - ・ 押印の見直しを含めた庁内文書事務の整理
2. 情報連携制度の積極的な活用
 - ・ 番号法により規定された情報連携の徹底活用
 - ・ 独自利用事務の利活用の拡大
3. オンライン窓口支援
 - ・ 各区総合事務所から木田庁舎や他の総合事務所等へのオンライン相談の環境構築を検討

考え方

- ◆ 行政が保有するデータは、市民を含む、市全体の共有財産であるとともに、これらデータの利用は、多様なサービスの創出や社会的課題の解決に繋がる可能性があることから、市では、平成28年に市ホームページにオープンデータカタログサイトを開設し、統計情報や市が保有する公共施設、市の各種計画などを公表しています。
- ◆ 自由な二次利用を認めるというオープンデータの趣旨からは、データ保有者である市の役割はあくまでも、保有しているデータを公表することですが、市民活動や産業活動の高度化を促進する観点から、利用に繋がりがやすいよう、市が保有するデータのうち、利用者が求めるデータを優先して公表することが求められます。
- ◆ 今後、利用者である市民の皆さんや事業者からのニーズの把握や利用する際の利便性を考え、利用しやすいデータ形式での公表を検討していく必要があります。
- ◆ 市では、個人情報などの権利保護にも配慮しつつ、利用者目線に立った取組を推進します。

データの収集(選定)と発信、
利用の関係(イメージ)



基本方針

1. ニーズを反映することによる、利用に繋がりがやすいデータの公表を推進
2. より利用しやすいデータ形式で、より利用しやすい方法での公表を推進

重点取組事項

1. 利用に繋がりがやすいオープンデータ
 - ・ オープンデータの利用者である、市民の皆さんや事業者からのニーズの把握方法を検討
 - ・ データの性質に応じて、関係機関と連動した取組を検討
2. 利用しやすいオープンデータ
 - ・ 「5つ星の指標」における、第3段階以上のデータ形式によるオープンデータを推進
 - ・ 即時性のあるデータや地理情報システム上での視覚的なデータなど利用しやすさに配慮